

別紙新旧対照表 9

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた飼料（以下「<u>確認済飼料</u>」という。）の製造業者又は輸入業者は、当該大臣確認を受けた事業場の製造工程が製造基準に適合していないものとして当該大臣確認をを得られなくなったときは、当該事業場に係る大臣確認の取り消しを求める旨を<u>センター</u>を経由して速やかに申請するものとする。</p> <p>3 製造工程の変更確認の手続について</p> <p>(1) 製造工程の変更</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた飼料（以下「<u>確認済飼料</u>」という。）の製造業者又は輸入業者は、当該大臣確認を受けた事業場の製造工程が製造基準に適合していないものとして当該大臣確認をを得られなくなったときは、当該事業場に係る大臣確認の取り消しを求める旨を<u>検査所</u>を経由して速やかに申請するものとする。</p> <p>3 製造工程の変更確認の手続について</p> <p>(1) 製造工程の変更</p>

ア 確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第3号により、センターを經由して農林水産大臣に大臣確認の変更確認申請を行うものとする。

イ (略)

ウ 確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、大臣確認の取り消しを求める旨をセンターを經由して農林水産大臣に速やかに申請するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認の取消し申請

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5-1号により、センターを經由して農林水産大臣に速やかに大臣確認の取消しを申請するものとする。別記様式第5-1号による申請があったときは、直ちに当該大臣確認を取り消し、別記様式第5-2号により申請者に通知するものとする。

(3) 確認済飼料の製造業者等の会社名等の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、会社名(製造業者にあつては、事業場名を含む。)、代表者又は本社の住所等を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、センターを經由して農林水産大臣にこれらの事項の書換申請を行うものとする。

(4) その他の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、軽微な製造工程の変更(製造業者にあつては原料収集先、事業場名、住所等の変更を、輸入業者にあつては輸入先の事業場名、住所等の変更をいう。)をしようと

ア 確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第3号により、検査所を經由して農林水産大臣に大臣確認の変更確認申請を行うものとする。

イ (略)

ウ 確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、大臣確認の取り消しを求める旨を検査所を經由して農林水産大臣に速やかに申請するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認の取消し申請

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5-1号により、検査所を經由して農林水産大臣に速やかに大臣確認の取消しを申請するものとする。別記様式第5-1号による申請があったときは、直ちに当該大臣確認を取り消し、別記様式第5-2号により申請者に通知するものとする。

(3) 確認済飼料の製造業者等の会社名等の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、会社名(製造業者にあつては、事業場名を含む。)、代表者又は本社の住所等を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、検査所を經由して農林水産大臣にこれらの事項の書換申請を行うものとする。

(4) その他の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、軽微な製造工程の変更(製造業者にあつては原料収集先、事業場名、住所等の変更を、輸入業者にあつては輸入先の事業場名、住所等の変更をいう。)をしようと

する場合には、別記様式第7号により、遅滞なく、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第2 製造設備の故障等についての対応

確認済飼料の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済飼料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(6)及び(8)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(4)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。)に対し、受理した書類(副1部)を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添6の1の(4)若しくは(5)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該事業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産大臣に報告するものとする。

第4 (略)

別添1・2 (略)

別添3-1

豚肉骨粉等の製造基準

する場合には、別記様式第7号により、遅滞なく、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第2 製造設備の故障等についての対応

確認済飼料の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済飼料の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(6)及び(8)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(4)の変更の届出を検査所が受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。)に対し、受理した書類(副1部)を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添6の1の(4)若しくは(5)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該事業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産大臣に報告するものとする。

第4 (略)

別添1・2 (略)

別添3-1

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 原料収集先との契約 (略)

ア (略)

イ 原料収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 ~ 5 (略)

別添 3 - 2 ~ 5 (略)

別添 6

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) (略)

ア (略)

イ 家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同

1 原料受入に係る基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 原料収集先との契約 (略)

ア (略)

イ 原料収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 ~ 5 (略)

別添 3 - 2 ~ 5 (略)

別添 6

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) (略)

ア (略)

イ 家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が

行できることを認めること。

2 ~ 5 (略)

別添 7 (略)

別添 8 - 1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

ア・イ (略)

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 ~ 5 (略)

別添 8 - 2 ~ 9 (略)

別記様式第 1 - 1 ~ 1 1 号 (略)

当該製造業者に同行できることを認めること。

2 ~ 5 (略)

別添 7 (略)

別添 8 - 1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

ア・イ (略)

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 ~ 5 (略)

別添 8 - 2 ~ 9 (略)

別記様式第 1 - 1 ~ 1 1 号 (略)